

2015年(平成27年) 1月26日号
NO.2665 (毎週月曜日発行)

週刊住宅

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

http://www.shukan-jutaku.com/

CFネット流 大家実践塾

139

家賃督促と個人の感情

友人が突然「家賃滞納者」に

長期化は損失拡大を招く

「人としての情はないの

なかつたため、当初は気分

を繰り返して浴びた。また、

家賃滞納の督促業務にお

かなかつたが、詳細データ

「少々の家賃の遅れぐらい

いて、借り主から家賃を支

を確認すると友人だと気分

待ってやっても良かったぞ

払えない理由を聴取する

友人でもあったこの借り

務的過ぎる」という言葉も

と、勤務先の給料減少や給

主Aは、督促をしているの

あった。

料支払遅延、体調不良によ

が私だと気付くと、滞納し

この件をきっかけに、借

る。借り主の自堕落による

ている家賃の支払猶予を、

り主Aやこの友人たちのの

家賃滞納の例は、思いのほ

なれた感じにゆすつてき

縁は切れたと言っている。

か少ない。そのため、不幸

た。

しかし、私は上記の件を一

な境遇に陥ってしまった借

私には他の借り主と同じ

切後悔していないし、今後

り主に対し、つい同情をし

の理由と、今後の支払計画

も改めるつもりもない。

がちだが、ここで気を付け

や状況をヒアリングする

私が個人的な感情によ

なければならぬのが、そ

と、借り主Aは失業中で新

認めていたとすれば、長期

の理由の如何を問わず、借

たな就職先の目途も立って

家賃滞納へとつながり、結

り主の家賃支払の遅延を、

いないとのことであった。

費用による損害はかなり

安易に許さないことであ

その様子をみると、とても

ある。そして、それは私で

る。

支払を待つことはできなか

はなく、貸主である当社

そしてこれは、借り主と

断った。すると借り主Aは

が被る損害なのである。

個人的に親しい関係の場合

驚き、再度、懇願してきた

私は家賃滞納の督促業務

でも、同様である。

以前、このようなことが

に、愛情と誇りを持ち、

「相手が、自分の近しい人

間であろうとなかろうと、

支払うべきものは、必ず支

払ってもらおう」という覚悟

で取り組んでいる。もし、

この覚悟がなければ、家賃

滞納の督促業務を行なうべ

きではないと思っている。

シー・エフ・ネッソPM

事業部管理課 片岡雄介